

岐阜県公報

号 外 (五) 平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

目 次

告 示

ソフトラビアジャパンセンター(第三別館及びその附属施設設備等に限る。)及び県営住宅(ソトラビア・フラッツに限る。)

(情報産業課)

ページ

告 示

岐阜県告示第二百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、ソフトラビアジャパンセンター(第三別館及びその附属施設設備等に限る。)及び県営住宅(ソトラビア・フラッツに限る。)の行政財産目的外使用料の徴収事務をソフトラビアジャパンセンター(第三別館及びその附属施設設備等に限る。)及び県営住宅(ソトラビア・フラッツに限る。)に係る指定管理者株式会社ビル代行・株式会社ミライコミュニケーションネットワーク共同体に委託したため、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年四月一日

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社